



くらしの情報

豊岡市役所
☎ 23 1111
城崎総合支所
☎ 32 0001
竹野総合支所
☎ 47 1111
日高総合支所
☎ 42 1111
出石総合支所
☎ 52 3111
但東総合支所
☎ 54 1000

月間



外国人労働者問題啓発月間

6月は、「外国人労働者問題啓発月間」です。外国人労働者の適正な雇用、労働条件確保と、不法就労の防止に理解

と協力をお願いします。

外国人の雇用については、ハローワーク（公共職業安定所）を利用ください。

問合せ ハローワーク豊岡
☎ 23・3101または兵庫労働局職業安定部職業対策課
☎ 078・367・0810

催し



平成19年度

ヒューマンサロンイン 豊岡

・名画鑑賞・

「わらびのこう〜蕨野行〜」

日時 6月24日（日）午後2時〜、午後7時〜（2回）
場所 市民会館 文化ホール
作品内容 江戸中期、その村には60の齢を迎えた者は皆、村を出て、人里離れた原野 蕨野の丘に移り住む

ジュニアタウンミーティング
「子どもたちの声が
未来の豊岡を創る」

市内在学の中学生と、市長および市幹部職員とによるジュニアタウンミーティングを開催します。



未来の担い手となる中学生が、豊岡の未来について、自ら考える豊岡のまちについて語り合います。

ぜひ、お越しください。

国際ソロプチミスト但馬
第5回「ユース・フォーラム」

但馬地域の高等学校に在学する女子学生が、「夢を生きる・女性の役割と責任」をテーマに、意見発表とディスカッションを行います。
ぜひ、お越しください。

日程 6月3日（日）

講演会 午後1時〜2時

講師 P G Aプロゴルフアー

古市忠夫さん

テーマ「勇気と感謝の心を持って」

ジュニアタウンミーティング

午後2時15分〜4時

場所 じばさん但馬 2階

多目的ホール

入場料 無料

申込み・問合せ (社)豊岡青年会議所 ☎ 23・4041

受付は、月々金曜日の午前

9時〜午後5時

日時 6月9日

(土)午後1時〜

場所 豊岡市民

プラザ ほつとステージ

入場料 無料

問合せ 国際ソロプチミスト但馬

ユースフォーラム委員会 田村さん

☎ 079・669・1857



須の谷村の風まつり

須の谷村の自然と伝統を生かした文化や暮らしの交流を行い、忘れてしまったこと、失くしてしまったものを思い出してみませんか。



日時 6月2日(土)～4日(月)午前10時～午後6時
 場所 竹野町須野谷一帯
 内容 陶芸作品等展示、笛奏者・雲龍さんのコンサート(ギヤラリー風来)、ニジマス釣り、物産販売など
 チケット(1,500円)が必要で、定員は50人
 問合せ 須野谷村おこし実行委員会 大原さん
 ☎48・0732

平成19年度 改正税法(源泉所得税関係)説明会

日時 6月7日(木)午後1時30分
 場所 じばさん但馬 2階多目的ホール
 問合せ 豊岡税務署法人課 税第1部門源泉所得担当
 ☎22・2344

募集



病後児保育
 「チャイルド・ケアセンター」
 利用登録者募集



病気の回復期で集団生活が困難であると診断された乳幼児および児童を、医師の指導のもと、安静室、プレイルーム、隔離室などを完備した施設で、看護師、保育士が預かります。
 希望する方は、事前登録を受け付けます。
 対象 風邪、感染症などの回復期にある生後3カ月～小学校低学年の乳幼児および児童

第15回 ONEらいふフェスティバル

障害者が、地域の皆さんと共に生きていくための交流の場として「ONEらいふフェスティバル」を開催します。
 障害のある方たちの瞳の輝き、それを支える家族やボランティアの姿を肌で感じてく

び児童
 高学年の児童についても相談に応じます。

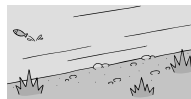
利用時間 午前8時～午後6時(日曜、祝日および12月30日～1月3日は休み)
 利用料 1回2,000円
 (昼食、おやつ代を含む)ただし、

・生活保護世帯、前年度市民税非課税世帯：無料
 ・前記以外の前年分所得税非課税世帯：1,000円
 利用の際には、「医師連絡票」の提出が必要ですが、その文書料1,000円のうち、病後児保育室経由で市が500円を助成します。
 助成を受けるには、病院の領収書を病後児保育室に提示ください。

ださい。
 入場料 500円
 日時 6月10日(日)午前10時～午後4時
 場所 じばさん但馬 2階多目的ホール
 内容 障害者作業所、有志団体などによるラージ発表
 問合せ 愛工房援助会
 ☎・FAX 24・6365

平成19年度 河川愛護モニター募集

登録・申込み・問合せ 社会福祉法人豊友会 病後児保育室「チャイルド・ケアセンター」(豊岡市下陰5)
 ☎29・3900
 問合せ こども育成課 保育園係 ☎29・0053



目的 市民の方に河川愛護モニターとして、日ごろの川の様子などを情報提供してもらうことにより、地域住民と河川管理者との連携を深め、河川の適正な維持管理に役立てる。
 応募資格 満20歳以上で河川または河川愛護に関心を持ち、活動範囲付近(おおむね5キロメートル以内)に居住する方
 活動内容 日常生活の中で知り得た、ごみの不法投棄などの情報を河川管理者に伝えることが主な任務です。河川巡視などの必要はなく、不法行為者などに対する特別な責務や権限は持ちません。